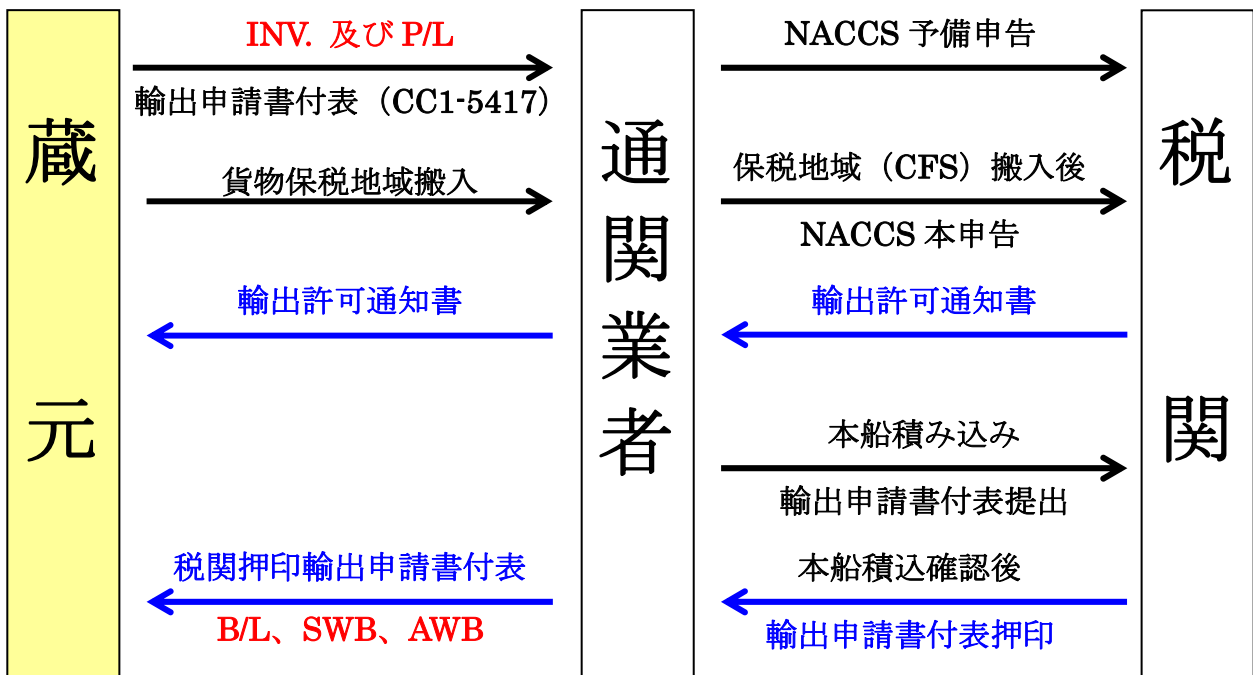


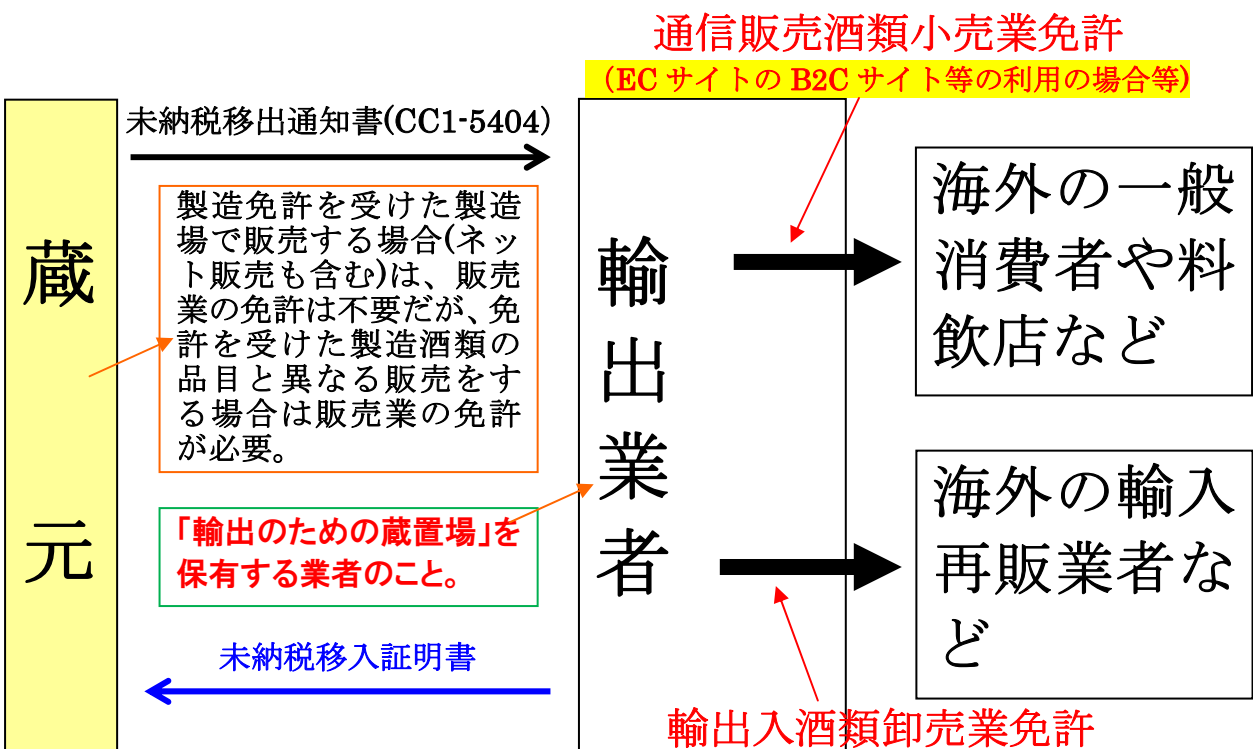
酒類の輸出免税等の手続き

HS:2206-00-200

直接貿易の場合(輸出免税 酒税法第29条)



間接貿易の場合(未納税移出の免税 酒税法第28条第1項2号)



国税庁: <http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/sake.htm> (国税庁 03-3581-4161(代表) 酒税課 馬場氏)

間接貿易の場合の補足

蔵元（製造者又はメーカー）が「酒類の輸出のための蔵置場」を保有（保有場所は、通常、港又は空港の保税地域内）する「輸出業者」に対し、その「蔵置場」に移出しなければ酒税の輸出免税はできません。

ここでの「**輸出業者**」とは「**輸出のための蔵置場**」を保有している**業者**のことをいいます。

但し、製造者（蔵元）の直接輸出の場合はかかる蔵置場は不要です。酒類の卸売業者・小売業者が蔵置場の設置許可申請は可能です。

製造者（蔵元）が卸売業者に販売する場合または小売業者に販売する場合は酒税の課税売上となる。したがって、例えばかかる蔵置場を持たない酒類の卸売業者・小売業者が輸出する場合、酒税の課税仕入（製造者の移出による酒税の納税義務による課税分上乗せ仕入のこと）で、かつ課税売上（酒税分転嫁しての販売のこと **注①**）となり、酒税の免税チャンスはない。

注① 輸出の場合、輸入者は日本の酒税法の課税義務者ではないが、輸出者が「蔵置場」を持たず、仕入れ段階で課税されている場合、その課税分を上乗せして売らないと、課税分を自社で負担することとなる。

酒税法では、酒税の**納税義務者**を酒類の**製造者**及び保税地域から酒類を引き取る者と規定しています（酒税法第6条）。それぞれの納税義務の成立時期は、酒類の製造者の場合、酒類を製造場から移出したとき（国税通則法第15条第2項第7号）、酒類を引き取る者の場合、保税地域から酒類を引き取ったとき（国税通則法第15条第2項第7号）となっています。

なお、輸出代行（輸出名義が蔵元の場合）の場合は酒類販売業の免許は不要だが、販売の代理や媒介（商法の仲立人のこと）の場合はそれぞれ、酒類販売代理業免許、酒類販売媒介業免許が必要となります。

酒類の販売業等免許の区分及び種類：http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/qa/pdf/q_06.pdf

酒税と消費税の違い

【輸入を除く】

	課税時点	納税義務者
酒 税	移出の時(販売の有無に関わらず)	製造者(蔵元)
消費税	販売の時	販売者(課税事業者)

酒税と消費税の具体的計算例

清酒1リットル1000円にて、酒税120円、消費税5%の場合

(単位円)	蔵 元		⇒	卸業者	⇒	小売業者	⇒	消費者
	生産	移出						
製品原価		1000						購入価格
仕入原価				1120		1320		1911
酒 税		120						(120)
粗 利		製品原価に粗利込		200		500		
販売価格		1120(税別) 1176(税込)		1320(税別) 1386(税込)		1820(税別) 1911(税込)		
消費税		1120 × 5% = 56		1320 × 5% = 66		1820 × 5% = 91		(91)
税務署へ納税		↓		↓		↓		
酒 税		120						
消費税		56		56 - 66 = 10		66 - 91 = 25		

酒税は課税標準に含まれる(いわゆる税に税が掛けられる「タックス・オン・タックス」)が、消費税は課税標準に含まれない。

間接貿易の場合の消費税 (未納税移出の免税 酒税法第28条第1項2号)

消費税について、国税庁のHPの照会事例「輸出取引に係る輸出免税の適用者」に、「実際の輸出者及び名義貸しに係る友好商社等は、次の措置を講ずることを条件に、輸出申告書の名義にかかわらず、実際の輸出者が輸出免税制度の適用を受けられるものとしします。」とあるように、蔵元が実際の輸出者として海外の輸入者と売買契約を結び、輸出業者とは「輸出事務代行委託の代理契約」を蔵元が結んで、「消費税輸出免税不適用連絡一覧表」の交付等の措置を講ずることにより蔵元の消費税も免税可能となると解されます。

国税庁のHPの照会事例：

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/shohi/11/01.htm>

なお、海外の輸入者が輸出業者と「輸出事務代行委託の代理契約」を結ぶ場合は、「輸出をする実質的な主体者」は海外の輸入者とみなされ、蔵元が「輸出をする実質的な主体者」とならず、消費税の免税は適用されないと解されます。

参考サイト：<http://www.geocities.jp/nagamitsu1950/yushutsu-menzei.doc>

消費税免税のポイント

蔵元と輸出業者間は売買契約にしない。

